

# 高齢者タクシー料金助成券交付の

## 対象者を拡充します

高齢者の移動を支援するため、4月1日時点で75歳以上の住民を対象に、播磨町高齢者タクシー料金助成券交付事業を実施しています。  
令和5年度から、74歳以下の要介護・要支援認定を受けている人にも助成券を交付します。

☎保険課地域包括ケア係 ☎079-435-10313

▼対象 令和5年度の対象者は、次の(1)または(2)の人です

- (1) 令和5年4月1日時点で播磨町に住民票を有し引き続き居住する満75歳以上の人
- (2) 要介護・要支援認定を受けている、もしくは要介護・要支援認定を令和5年度中に受けた人(転入前市町で要介護・要支援認定をすでに受けて、播磨町に転入した人を含む)

令和4年度に助成券の交付を受けた人は、申請不要です。4月に助成券を郵送します

▼新たに申請が必要な人

- ① 昭和22年4月3日から昭和23年4月2日までに生まれた人
- ② 令和4年4月2日から令和5年4月1日までに播磨町へ転入した人で、昭和22年4月2日以前に生まれた人
- ③ 令和5年4月1日時点で要介護・要支援認定を受けている74歳以下の人
- ④ 令和5年4月2日以降に要介護・要支援認定を受けた75歳以下の人

⑤ 令和5年4月2日以降に播磨町へ転入した人で、要介護・要支援認定を受けている人

▼申請方法

- ①・②の人には3月下旬に申請書を郵送しています。
- ③の人には4月上旬に申請書を郵送します。申請書に必要事項をご記入のうえ、本人確認書類の写しを添付し、返信用封筒で返送してください。
- ④・⑤の人は随時申請を受け付けますので、保険課までお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送で提出をお願いします。  
※本人確認書類の写しがあれば、受け付けできません。添付漏れにご注意ください。

# 狂犬病予防注射と犬の登録

## 令和5年度の狂犬病予防集合注射は中止します

動物病院では、年間を通じて注射と登録を行っています。

☎産業環境課環境係 ☎079-435-12721

狂犬病予防法で、犬の飼い主には、飼い犬の登録(生後91日以上の犬)と、飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

動物病院では、年間を通じて注射と登録を行っています。注射による事故を防止するためにも、十分な説明を受けて、同意した上で接種するようにしましょう。

すでに播磨町に登録済みの犬には、3月下旬に狂犬病予防注射通知書を発送しています。

※令和5年度事務委託動物病院(QRコード参照)以外で注射を受けた場合は、動物病院にて発行された狂犬病予防注射済証を、産業環境課まで持参し、必ず注射済票(手数料550円)の交付を受けてください。



狂犬病予防注射と犬の登録について



# 飼い主の皆さまへ

人と犬が快適に暮らすために、マナーを守って飼いましょう。

## ●マナーその1

犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう。  
狂犬病は、すべての哺乳類に感染し、発症すると100%死亡する恐ろしい病気です。

## ●マナーその2

放し飼いはやめましょう。散歩の際はリードをつけましょう。  
散歩中もリードを離したり、伸ばしすぎないように心掛けましょう。

## ●マナーその3

犬のフンは必ず持ち帰りましょう。  
道路上に放置したままにするのは、飼い主のマナー違反です。  
犬のフンやブラッシングのあとの抜け毛は必ず持ち帰り、燃えるごみとして処分してください。

# 水道料金を改定します

☎上下水道課 ☎079-435-2379

令和5年4月から、水道料金を改定します。皆さまにはご負担をお掛けすることになりますが、災害に強く、安全な水道を維持していくため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。  
▶改定日 令和5年4月1日  
▶経過措置 令和5年3月31日以前から継続して使用されている場合、2カ月ごとの使用期間中に料金改定日以前の日数を含む場合は現行(旧)の料金が適用されます



水道料金の改定について

改定後の水道料金表(一般用 2カ月につき 税抜)

メーター口径	基本料金	使用料金(1㎡につき)	
		使用水量	料金
13mm	1,300円	10㎡まで	80円
		10㎡を超え20㎡まで	110円
		20㎡を超え40㎡まで	125円
		40㎡を超え60㎡まで	140円
		60㎡を超えるもの	155円
20mm	1,300円	10㎡まで	80円
		10㎡を超え20㎡まで	110円
		20㎡を超え40㎡まで	125円
		40㎡を超え60㎡まで	140円
		60㎡を超え100㎡まで	155円
		100㎡を超えるもの	170円

※口径25mm以上の料金表及び詳しい内容は町ホームページでご確認ください。

## 助成券の利用方法

タクシーを降りる時に、助成券と不足分の現金などを合わせてお支払いください。おつりはありません。

▼利用条件 次の条件があります

- 条件1 乗車地または到着地が播磨町内であること
- 条件2 1回の乗車運賃が500円以上であること
- 条件3 播磨町と契約しているタクシー業者を利用すること

●令和4年度以前に対象になった人で、まだ申請をしていない人

随時受け付けています。保険課までお問い合わせください。

●有効期限が切れた助成券

有効期限が切れた助成券は使用できません。間違えて使用しないよう、ご自身で破棄してください。